



一般社団法人太陽光発電協会主催
太陽光発電の長期安定電源化に向けたセミナー
(小規模事業用太陽光発電のこれからの効率的な運営)

小規模事業用電気工作物(太陽電池発電及び風力発電)に係る
基礎情報届出の開始、及び使用前自己確認の範囲拡大について

2022年12月13日

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

Mizuho Research & Technologies, Ltd.

本発表内容は、経済産業省委託事業「令和4年度小出力発電設備等保安力向上総合支援事業(小出力発電設備の保安人材育成等事業)」により得られた成果に基づきます。

本資料の転載、複製、改変、加工等、並びに、本発表の録音、録画、撮影による記録はいかなる場合も禁止します。

はじめに

- 本発表内容は、経済産業省委託事業「令和4年度小出力発電設備等保安力向上総合支援事業（小出力発電設備の保安人材育成等事業）」において得られた成果に基づきます。
- 本資料の転載、複製、改変、加工等、並びに、本発表の録音、録画、撮影による記録はいかなる場合も禁止します。

目次

1. 背景と新制度の概要
2. 基礎情報届出の開始について
3. 使用前自己確認の範囲拡大について
4. 届出について

目次

1. 背景と新制度の概要

2. 基礎情報届出の開始について

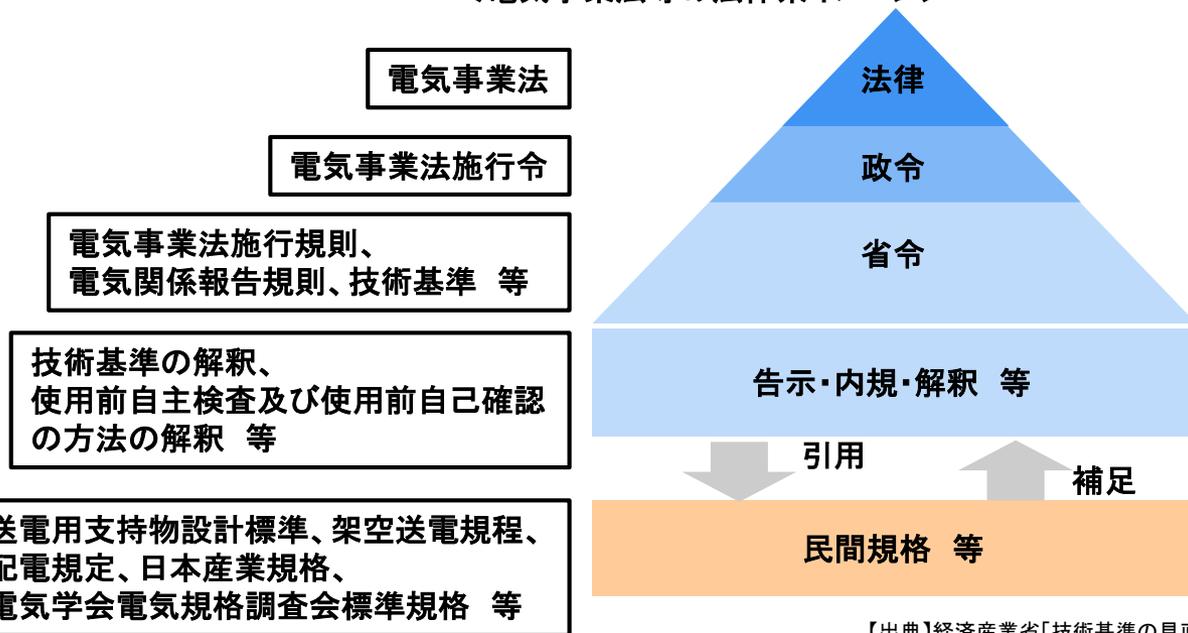
3. 使用前自己確認の範囲拡大について

4. 届出について

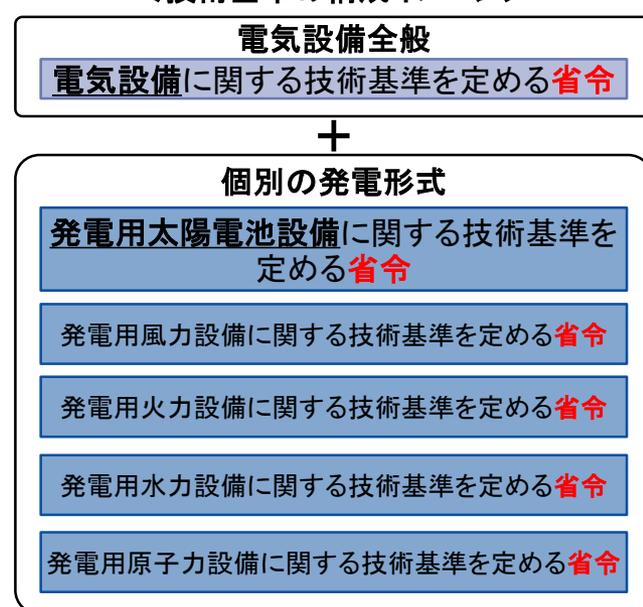
現行の発電設備の規制体系

- 電気事業法は、「電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、**電気工作物の工事、維持及び運用を規制**することによって、**公共の安全を確保し、及び環境の保全を図る**」ことを目的とした法律です。(電気事業法第1条)
- 電気事業法施行令は、電気事業法の規定の委任に基づいて内閣で制定された命令(政令)で、電気事業法の規制を受ける**電気工作物から除かれる工作物の内容等**が定められています。
- 電気事業法施行規則は、電気事業法に係る省令のうち主となるもので、電気事業法の各条項で経済産業省令に委ねた事項に関して細かく規定されています。ほか、省令には電気関係報告規則、電気設備に関する**技術基準**を定める省令等があります。

＜電気事業法等の法体系イメージ＞



＜技術基準の構成イメージ＞



【出典】経済産業省「技術基準の見直し、今後のWGの検討スケジュールについて」(2020年1月20日)から作成

現行制度における発電設備の保安規制の対応

- 事業用電気工作物の設置者は、設備の規模により、使用前自主検査あるいは使用前自己確認を行わなければなりません。(電気事業法第51条、第51条の2)
- 使用前自己確認の対象となる事業用電気工作物は、太陽電池発電設備は500kW以上2,000kW未満、風力発電設備は20kW以上500kW未満です。(電気事業法施行規則第74条、別表第6)

＜太陽電池発電設備の保安規制の対応＞

＜風力発電設備の保安規制の対応＞

出力等条件	保安規制			出力等条件	保安規制					
	＜事前規制＞ 安全な設備の設置を担保する措置		＜事後規制＞ 不適切事案等への対応措置		＜事前規制＞ 安全な設備の設置を担保する措置		＜事後規制＞ 不適切事案等への対応措置			
2,000kW以上	技術基準の適合	技術基準維持義務	電気主任技術者の選任 保安規程の届出 工事計画の届出 使用前自主検査 自己確認	500kW以上	技術基準の適合	技術基準維持義務	電気主任技術者の選任 保安規程の届出 工事計画の届出 使用前自主検査 自己確認	報告徴収	事故報告	立入検査
2,000kW未満 500kW以上				500kW未満 20kW以上						
500kW未満 50kW以上				20kW未満						
50kW未満 10kW以上							事故報告は、10kW未満については除く。			
10kW未満							居住の用に供されているものも含める。			

【出典】電気事業法、電気事業法施行規則、経済産業省「小規模事業用電気工作物に係る保安規律の適正化」(2022年6月29日)から作成

新制度の背景

- FIT制度の開始以降、再エネ発電設備の導入数は急速に増加し、設置形態が多様化してきました。
- 特に太陽電池発電設備については、当初は住宅等の屋根への設置が主であったところ、近年は地上への設置形態も増加しており、傾斜地等への設置も進展しています。
- それに伴い、特に小規模な再エネ発電設備に係る公衆災害リスクが懸念されています。

<太陽電池発電設備の設置形態の変化>



従来は住宅等の屋根への設置が主流



野立て(傾斜地)

【出典】経済産業省「電気保安規制に係る見直しの方向性」(2021年11月5日)から作成

新制度における保安規制の対応

- 再エネ発電設備の適切な保安を確保するため、**太陽電池発電設備(10kW以上50kW未満)**、**風力発電設備(20kW未満)**を「**小規模事業用電気工作物**」と新たに区分します。
- これら「**小規模事業用電気工作物**」は、2023年3月20日※に、**①技術基準適合維持義務**、**②基礎情報の届出**、及び**③使用前自己確認**が**義務化**されます。
- さらに、使用前自己確認の対象外だった**太陽電池発電設備(50kW以上500kW未満)**についても、**③使用前自己確認**が**義務化**されます。

＜太陽電池発電設備の保安規制の対応＞

＜風力発電設備の保安規制の対応＞

出力等条件	保安規制			出力等条件	保安規制			
	＜事前規制＞ 安全な設備の設置を担保する措置		＜事後規制＞ 不適切事案等への対応措置		＜事前規制＞ 安全な設備の設置を担保する措置		＜事後規制＞ 不適切事案等への対応措置	
2,000kW以上	技術基準の適合	技術基準維持義務 電気主任技術者の選任 届出【新設】 基礎情報【範囲拡大】	保安規程の届出 使用前の自己確認 【範囲拡大】	500kW以上	技術基準の適合	技術基準維持義務 電気主任技術者の選任 届出【新設】 基礎情報【範囲拡大】	定期安全管理検査 工事計画の届出 使用前自主検査 自己確認 【範囲拡大】	報告徴収 事故報告 立入検査
2,000kW未満 500kW以上				500kW未満 20kW以上				
500kW未満 50kW以上				20kW未満				
50kW未満 10kW以上								
10kW未満 小規模発電設備								

【出典】経済産業省「小規模事業用電気工作物に係る保安規律の適正化」(2022年6月29日)から作成
 ※2022年11月25日閣議決定。

太陽電池発電設備に係る小規模事業用電気工作物の範囲

- 太陽電池発電設備については、**10kW以上50kW未満を小規模事業用電気工作物**と位置づけ、2023年3月20日※に、技術基準適合維持義務や基礎情報の届出等が義務化されます。
- **10kW未満の太陽電池発電設備**は、一般住宅の屋根上の設備であることが想定されます。こうした設備は(一社)住宅生産団体連合会の「住宅用太陽光発電システムチェックリスト」等によって**一定の安全性が担保されている**と考えられ、一般住宅の居住者等に対する**負荷低減**の観点からも、**小規模事業用電気工作物の対象からは除外**されます。

<太陽電池発電設備の保安規制の対応(再掲)>

<住宅用太陽光発電システム チェックリスト>

出力等条件	保安規制	
	<事前規制> 安全な設備の設置を担保する措置	<事後規制> 不適切事案等への対応措置
2,000kW以上		
2,000kW未満 500kW以上		
500kW未満 50kW以上	技術基準の適合	事故報告 報告徴収
50kW未満 10kW以上	技術基準維持義務 【範囲拡大】	立入検査
10kW未満 小規模発電設備	電気主任技術者の選任 【範囲拡大】 基礎情報 【新設】	事故報告は、10kW未満については除く。 居住の用に供されているものも含める。

事業用電気工作物

小規模事業用電気工作物
【新設】

一般用電気工作物

① 点検の時期

- ✓ 住宅の定期点検時に併せて行う。

② 点検要領

- ✓ 屋根については、築後10年目以降に目視点検(カメラによる点検も可)。
- ✓ 太陽電池アレイについては、システムの設置後10年目以降に定期的に目視点検(同上)。
- ✓ 接続箱及びパワーコンディショナについては、定期的に目視点検。
- ✓ 点検記録を毎回更新して保存。

③ 不具合が見つかった場合の対応

- ✓ 「確認する事象」に該当しない場合は、システム所有者に対し、専門業者に再点検若しくは補修を依頼するように促す。

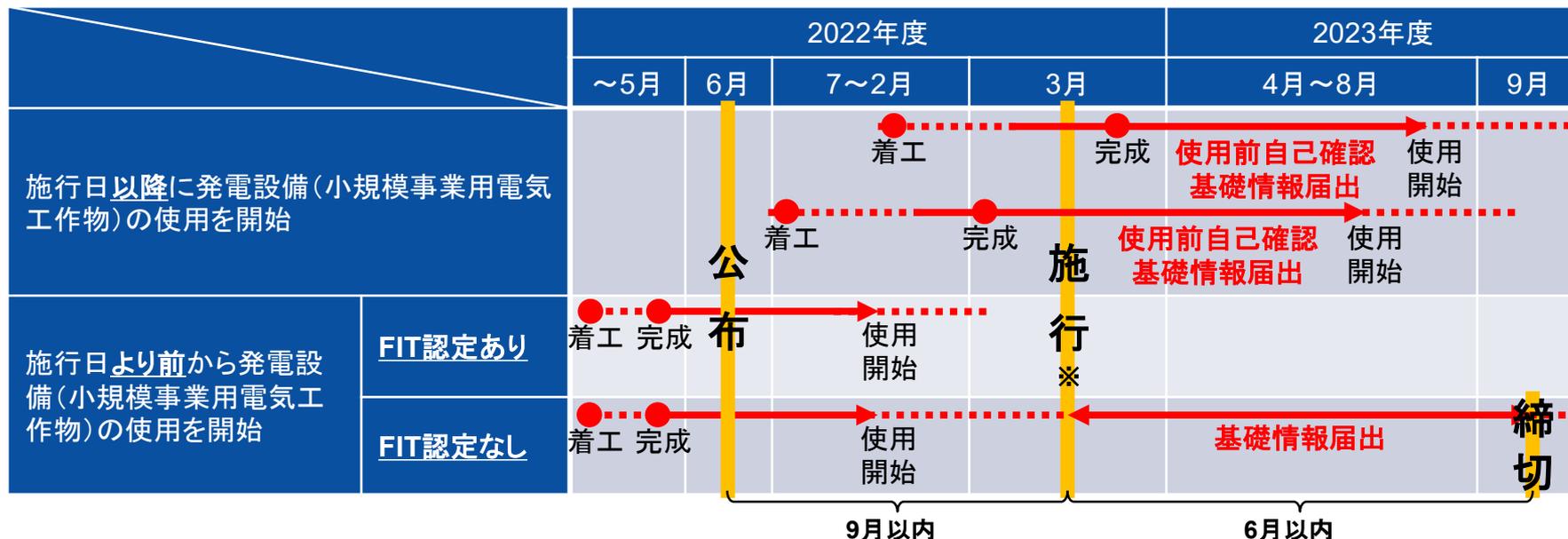
【出典】経済産業省「小規模事業用電気工作物に係る保安規律の適正化」(2022年6月29日)から作成

※2022年11月25日閣議決定。

新制度施行に向けたスケジュール

- 施行日(2023年3月20日※)以降に、小規模事業用電気工作物に該当する発電設備の使用を開始する場合は、使用前自己確認及び基礎情報の届出が課されます。
- 施行日(2023年3月20日※)より前から、小規模事業用電気工作物に該当する発電設備の使用を開始している場合は、FIT認定の有無により基礎情報の届出の要否が決まります。
 - FIT認定あり→基礎情報の届出不要
 - FIT認定なし→施行日(2023年3月20日※)以降6月以内に基礎情報の届出が必要
- ✓ 使用前自己確認はいずれの場合も不要。

＜新制度施行に向けたスケジュールと届出＞



【出典】経済産業省「小規模事業用電気工作物に係る保安規律の適正化」(2022年6月29日)から作成
 ※2022年11月25日閣議決定。

目次

1. 背景と新制度の概要
2. 基礎情報届出の開始について
3. 使用前自己確認の範囲拡大について
4. 届出について

基礎情報の届出内容

- 小規模事業用電気工作物の設置者が行うこととなる基礎情報届出は、他の事業用電気工作物における電気主任技術者の選任や保安規程作成の代替という位置づけです。
- 届出が必要となる基礎情報としては、設備や設置者に係る基本的な情報や保安体制に係る情報となります。
- 届出後、届出に係る小規模事業用電気工作物について、以下の場合には、届出が求められます。
 - ① 届出事項に変更があった場合
 - ② 小規模事業用電気工作物には該当しなくなった場合（廃止を含む）

<基礎情報届出の届出事項>

(1)設備や設置者に係る基本的情報

設置者	◆ 事業者名
	◆ 代表者名
	◆ 事業者の住所
	◆ 電話番号、電子メールアドレス
設備	◆ 電気工作物の名称
	◆ 電気工作物の種類、出力規模
	◆ 電気工作物の設置の場所(住所)

(2)保安体制に係る情報

保安体制	◆ 保安管理担当者名、住所、電話番号、電子メールアドレス (保守管理業務の受託者含む)
	◆ 点検の頻度

代替



<他の事業用電気工作物に係る規制>

- **保安規程**
 - 電気工作物の工事、維持、運用に係る
 - ✓ 組織体制
 - ✓ 巡視・点検・検査
 - ✓ 計画・改善
 - ✓ 災害等の非常時の対応 等
 - ※ その他、保安教育、文書管理等も規定
- **主任技術者**
 - 電気工作物の工事、維持、運用に係る保安の監督

【出典】経済産業省「小規模事業用電気工作物に係る保安規律の適正化」(2022年6月29日) 電気事業法施行規則等の一部を改正する省令(案)から作成

既設の設備等に係る基礎情報の届出

- 既設の設備に係る基礎情報の届出に関して、以下のとおりとなります。
 - 新制度の施行に伴い、施行日(2023年3月20日※)より前に使用を開始した既設の設備についても、技術基準適合維持義務(適合すべき技術基準は設置時点のもの)に加え、基礎情報の届出が課されます(使用前自己確認は課されません)。
 - ただし、FIT認定を受けている既設の小規模事業用電気工作物については、基礎情報の届出を求めません。
 - FIT認定を受けていない既設の小規模事業用電気工作物については、施行日以降6月以内に届出が求められます。
 - 既設の設備について、施行日以降、以下の場合には、FIT認定の有無にかかわらず、届出が求められます(施行日以降に使用を開始した設備も同様)。
 - ① 届出事項に変更があった場合
 - ② 小規模事業用電気工作物には該当しなくなった場合(廃止を含む)
- 施行日以降は、FIT申請を行う小規模事業用電気工作物は、FIT申請と、基礎情報の届出を両方行う必要があります。

【出典】経済産業省「小規模事業用電気工作物に係る保安規律の適正化」(2022年6月29日)から作成
※2022年11月25日閣議決定。

目次

1. 背景と新制度の概要
2. 基礎情報届出の開始について
3. 使用前自己確認の範囲拡大について
4. 届出について

使用前自己確認結果の届出内容

- 事業用電気工作物の設置者が行うこととなる**使用前自己確認結果の届出**では、使用前自己確認結果届出書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて提出しなければなりません。
 - ① 使用前自己確認を行った年月日
 - ② 使用前自己確認の対象
 - ③ 使用前自己確認の方法
 - ④ 使用前自己確認の結果
 - ⑤ 使用前自己確認を実施した者及び主任技術者(当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合を除く。)の氏名
 - ⑥ 当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合であって、その設置者が使用前自己確認に係る業務を委託して行った場合にあっては、その委託先の氏名又は名称、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
 - ⑦ 使用前自己確認の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
 - ⑧ 当該事業用電気工作物の属する別表第三の上欄に掲げる電気工作物の種類に応じて、同表の下欄に掲げる添付書類
- 上記⑧について、新制度の予定において以下のとおりとなっております。
 - 太陽電池発電設備の使用前自己確認結果届出書には、新制度において配置図(レイアウト図)の添付が必要です。また、施設する場所に応じて構造計算書や支持物の図面等を添付していただくことになります。
- 使用前自己確認結果の記録は、使用前自己確認を行った後5年間保存しなければなりません。

使用前自己確認の対象となる太陽電池発電設備

1. 新設の太陽電池発電設備(10kW以上2,000kW未満)
2. 下表のような変更の工事を行った既設設備

<使用前自己確認制度の対象となる太陽電池発電設備の変更の工事>

変更の工事の種類	太陽電池発電設備の条件 出力: 10kW以上2,000kW未満
発電設備の設置	5%以上の出力の変更
太陽電池の設置(増設)	全て
支持物の構造を 含む 太陽電池の取替え	全て
支持物の構造を 含まない 太陽電池の取替え	5%以上の出力の変更
太陽電池の改造(右記のいずれか)	20%以上の電圧の変更
	支持物の強度の変更
太陽電池の修理	支持物の強度に影響

【出典】経済産業省「小規模事業用電気工作物に係る保安規律の適正化」(2022年6月29日)から作成

使用前自己確認の対象となる太陽電池発電設備(補足)

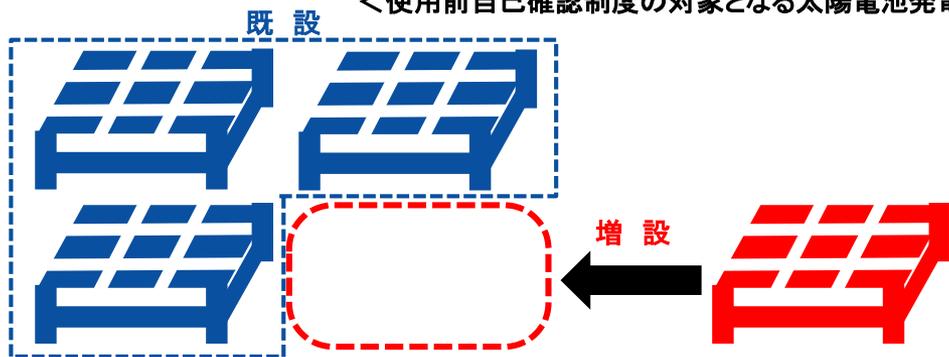
□ 変更の工事を行った既設設備について、使用前自己確認の要否の基準は以下のとおりです。

■ 全体の出力が使用前自己確認の対象の条件となった場合
(太陽電池発電設備:10kW以上2,000kW未満)

- 構造的リスクを伴う場合には、全体の出力が条件を満たした場合**全て**
- 電气的リスクに限定される場合には、全体の出力が条件を満たし、かつ、**5%以上の全体の出力、または20%以上の電圧の変更**があった場合

※ 使用前自己確認の対象箇所は変更の工事をした部分のみです。

<使用前自己確認制度の対象となる太陽電池発電設備の変更の工事の例(イメージ)>



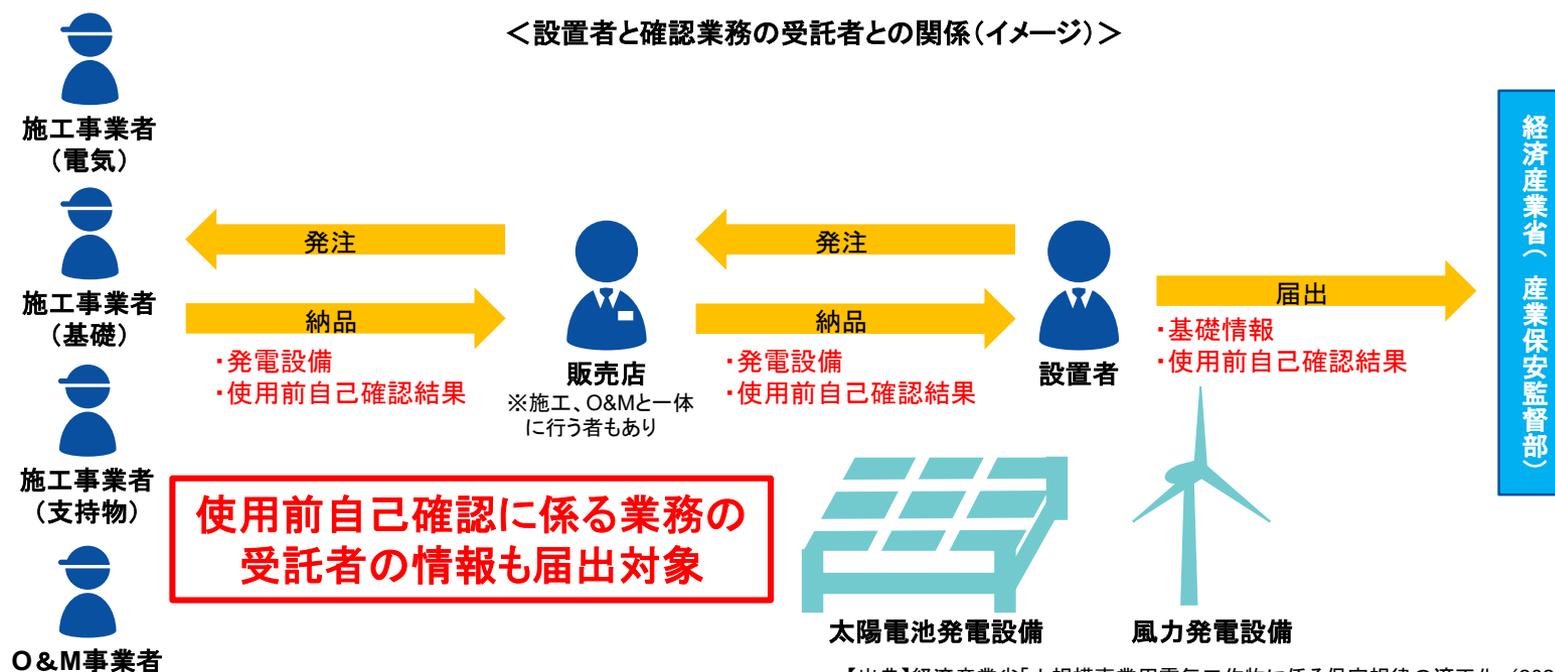
構造的リスクを踏まえ、
全体の出力が10kW以上2,000kW未満の場合は、
全て使用前自己確認の対象

電气的リスクが中心となるため、
全体の出力が10kW以上2,000kW未満、かつ、
5%以上の全体の出力の変更の場合に使用前自己確認の対象

【出典】経済産業省「小規模事業用電気工作物に係る保安規律の適正化」(2022年6月29日)から作成

使用前自己確認作業の委託に係る対応

- 今後、小規模事業用電気工作物に対して使用前自己確認制度が適用されることから、当該電気工作物の設置者には、運転開始前に設備が技術基準に適合しているかどうかを確認し、その確認結果を経済産業省(産業保安監督部)への届け出る義務が課せられることとなります。
- 一方、再エネ発電設備の場合、こうした使用前の安全性の確認に係る業務自体は、専門事業者(販売会社、施工事業者あるいはO&M事業者等)に委託し実施する場合も想定されます。これを制度上認めるとともに、委託する場合は、当該の受託者の情報(名称・氏名、住所、連絡先等)も届け出ることが求められます。



【出典】経済産業省「小規模事業用電気工作物に係る保安規律の適正化」(2022年6月29日)から作成

補足

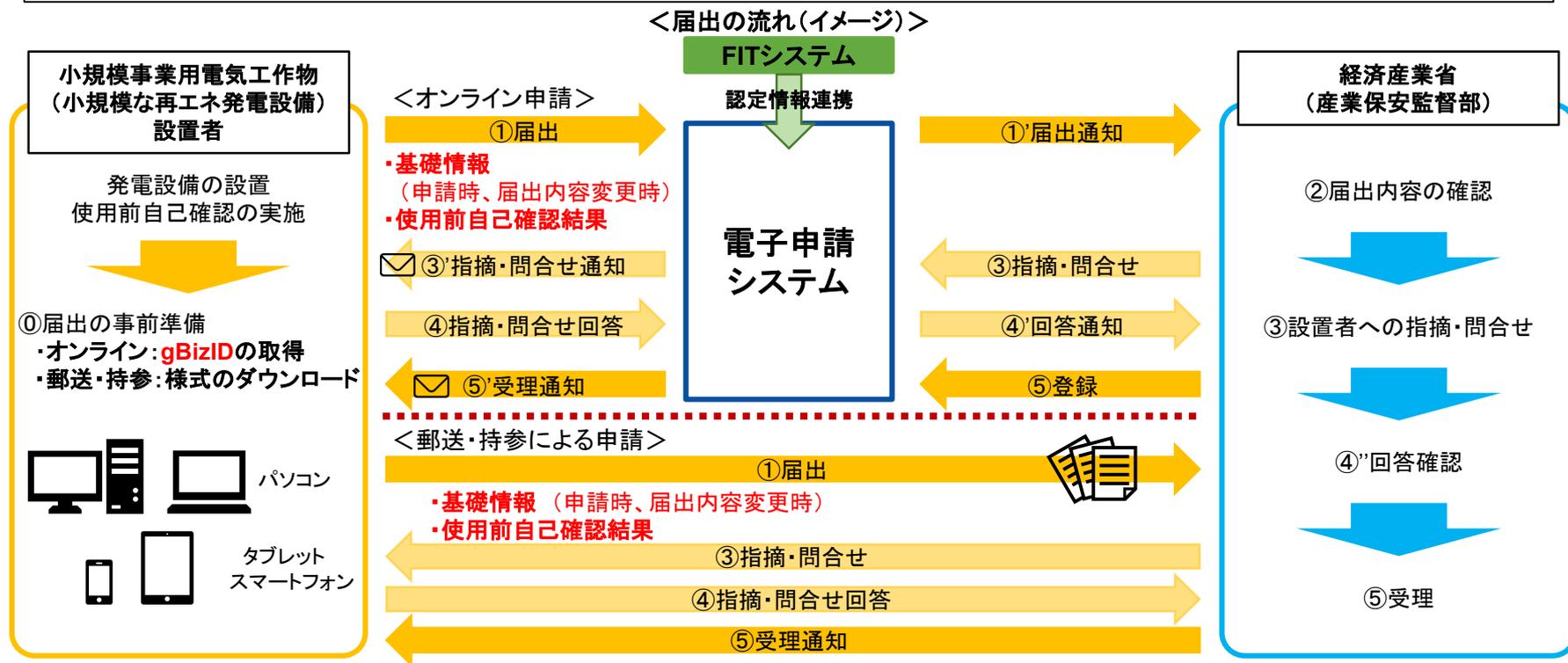
1. 基礎情報届出の開始について
 - 施行日以降は、FIT申請を行う小規模事業用電気工作物は、FIT申請と、基礎情報の届出を両方行う必要があります。
2. 経済産業省委託事業「令和4年度小出力発電設備等保安力向上総合支援事業（小出力発電設備の保安人材育成等事業）」特設ページ
 - 特設ページ(URL: <https://www.shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp/>)にて、新制度の概要や講習会について、情報を随時公開しております。
 - 特設ページへのアクセスは、「小出力発電 規制」で検索下さい。
3. 講習会について
 - 12月から2023年3月まで、太陽電池発電を対象とした「小出力発電設備に係る新たな規制制度 講習会」を全国で20回以上開催いたします。
4. 小出力発電設備に係る新たな規制制度 問い合わせ窓口
 - 電話:0570-045-660
 - 受付時間:平日9時～17時

目次

1. 背景と新制度の概要
2. 基礎情報届出の開始について
3. 使用前自己確認の範囲拡大について
4. 届出について

基礎情報・使用前自己確認の届出の方法

- 届出は申請書類の郵送・持参のほか、小規模事業用電気工作物の設置者の負担を軽減するため、当該電気工作物の**基礎情報・使用前自己確認の届出をオンラインで完結するための電子申請システム**が、**2023年3月20日**より運用される見込みです。
- 申請者の利便性向上のため、可能な限り**FITの認定情報と連携**してワンスオンリーの実現に努めます※。並びに、システムの操作方法を説明するヘルプデスクを用意する予定です。
 ※ FIT認定を受けている既設の小規模事業用電気工作物については、基礎情報の届出を求めません。



【出典】経済産業省「小規模事業用電気工作物に係る保安規律の適正化」(2022年6月29日)から作成

まとめ

1. 背景と新制度の概要

- 再エネ発電設備の適切な保安を確保するため、太陽電池発電設備(10kW以上50kW未満)、風力発電設備(20kW未満)は、「小規模事業用電気工作物」と新たに区分し、2023年3月20日※に、①技術基準適合維持義務、②基礎情報の届出、及び③使用前自己確認が義務化されます。
- さらに、使用前自己確認の対象外だった太陽電池発電設備(50kW以上500kW未満)についても、③使用前自己確認が義務化されます。

2. 基礎情報届出の開始について

- 新制度の施行にともない、施行日より前に使用を開始した既設の設備も、基礎情報の届出が課されます(使用前自己確認は課されません)。
- ただし、FIT認定を受けている既設の小規模事業用電気工作物については、基礎情報の届出を求めません。

3. 使用前自己確認の範囲拡大について

- 新制度の施行日より後に使用を開始する設備(太陽電池発電設備(10kW以上2,000kW未満)、風力発電設備(500kW未満))、及び変更の工事を行った既設設備は条件により使用前自己確認の対象となります。
- 使用前自己確認結果の記録は、使用前自己確認を行った後5年間保存しなければなりません。

4. 届出について

- 基礎情報・使用前自己確認の届出をオンラインで完結するための電子申請システムが、2023年3月20日※より運用される見込みです。
- 利用には、gBizID(GビズID)アカウントが必須となります(特にgBizエントリーはアカウントが即日発行)。

※2022年11月25日閣議決定。

ご清聴ありがとうございました。